

パートタイム職員（会計年度任用職員） 採用候補者名簿登録制度

安城市役所では、一般事務のパートタイム職員（会計年度任用職員）として働ける方の登録を随時募集しています。登録していただくと、パートタイム職員を必要とする部署から勤務条件が合う方に電話連絡があり、面接や書類選考により採用します。
※会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2に基づく非常勤の地方公務員です。

◆登録方法

安城市役所人事課（本庁舎2階）に「採用候補者名簿登録申込書」を提出してください。なお、郵送による提出も可能ですが、登録完了のお知らせはしませんので、あらかじめご了承ください。

※提出書類は、理由を問わず返却しません。

※登録内容の変更や登録の取り消しを希望する場合はご連絡ください。

※地方公務員法第16条に該当する方（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者など）は登録できません。

◆勤務条件（参考）

任用期間	年度内で最長1年（従事する業務により任期の更新の可能性有）
業務内容	一般事務など
勤務場所	安城市役所など
出勤日	原則、月曜日～金曜日の間で週5日以内
休日	原則、土・日曜日・祝日を含む週2日以上
勤務時間	原則、午前8時30分～午後5時15分の間で1日7時間45分以内
休憩時間	勤務時間が6時間を超える場合は45分以上
時間外勤務	繁忙期には必要に応じて時間外勤務をお願いする場合があります
報酬	一般事務の場合は時給1,120円
通勤費用	通勤方法、通勤距離に応じて支給
賞与	① 任用期間が6か月以上の場合は期末手当を支給 ② 任用期間が6ヵ月以上かつ1週間あたりの平均勤務時間が15時間30分以上の場合は勤勉手当を支給
社会保険	勤務時間に応じて社会保険等の適用有

※従事する業務により異なりますので、詳細な勤務条件は電話連絡時にお伝えします。

【問い合わせ先：安城市役所企画部人事課人事係 0566-71-2203（直通）】